

2019年10月より幼児教育の無償化が始まります!

幼稚園、認定こども園に通うお子さんの保育料負担が軽くなります

【対象者・利用料】

- 幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳児(小学校に就学するまで)の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- ・幼稚園については、月額上限 2.57 万円まで無償になります。
- ・幼稚園については入園できる時期に合わせて満 3 歳から無償化 (月額上限 2.57 万円) になります。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、給食のある幼稚園で年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の小学校3年生以下の兄弟から数えて第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。(市町村により実施の有無があります。)

- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。(認定こども園のみ)

幼稚園の預かり保育

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額 1.13 万円(1日上限 450円)までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。(保育の必要性の認定を受けた方)



詳しくは内閣府 HP をご覧ください。

*詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。